

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 157 号）」および「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和 43 年政令第 63 号）」に規定されている地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置が適用期限（平成 26 年 3 月 31 日）切れとなったことに伴い、近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域ならびに特定地域における不均一課税の制度を廃止することとし、「滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）」の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 題名を改めることとします。(題名関係)

「滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例」→「滋賀県税の課税免除に関する条例」

(2) 近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域における不均一課税を廃止することとします。(第 5 条関係)

(3) 特定地域における不均一課税を廃止することとします。(第 6 条関係)

(4) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し、必要な経過措置について規定することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

【参考】

1 適用要件

製造の事業の用に供する工業生産設備を新設または増設した場合で、当該設備の取得価格が 10 億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者が 50 人を超える場合。

2 不均一課税の内容

税 目：不動産取得税

対 象：新・増設した製造設備に係る家屋およびその敷地

税 率：通常用いる税率の 2 分の 1 で課税

家屋 2% (通常 4%) 土地 1.5% (通常 3%)

適用期間：平成 26 年 3 月 31 日までの期間

3 制度の始期

近畿圏都市開発区域：昭和 40 年 5 月 15 日

中部圏都市開発区域：昭和 43 年 11 月 14 日

特定地域：昭和 40 年 5 月 15 日

4 直近 5 年の適用実績 (免除額および件数)

(単位：千円、[件])

区 域	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	合計
近 畿 圏	70,037 [3]	0 [0]	21,635 [1]	0 [0]	0 [0]	91,672 [4]
中 部 圏	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
特定地域	0 [0]	0 [0]	6,868 [1]	0 [0]	0 [0]	6,868 [1]
合 計	70,037 [3]	0 [0]	28,503 [2]	0 [0]	0 [0]	98,540 [5]

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） 第6条 _____の規定に基づき、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、県税の課税の免除および不均一<u>の課税</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) <u>近畿圏都市開発区域 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第12条第1項の規定により、都市開発区域として指定された県内の区域をいう。</u></p> <p>(4) <u>中部圏都市開発区域 中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第14条第1項の規定により、都市開発区域として指定された県内の区域をいう。</u></p> <p>(5) <u>特定地域 過疎地域、近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域以外の県内の区域から知事が特定地域として指定した地域をいう。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>ア 製造の事業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第12項</u>に規定する資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人にあつては1,000万円、同項に規定する資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）</p> <p>イ 省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>滋賀県税の課税免除 に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） 第6条 <u>第1項</u>の規定に基づき、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、県税の課税の免除 _____ _____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>ア 製造の事業または旅館業 500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第13項</u>に規定する資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人にあつては1,000万円、同項に規定する資本金の額等が1億円を超える法人にあつては2,000万円）</p> <p>イ 省略</p>

第3条および第4条 省略

第3条および第4条 省略

(近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域における県税の不均一課税)

第5条 近畿圏都市開発区域および中部圏都市開発区域内において平成20年

(削除)

4月1日から平成26年3月31日までの期間内に青色申告書を提出する法人または個人が製造(ガスの製造および発電を含む。以下同じ。)の事業の用に直接供する一の設備(減価償却資産で構成されるものに限る。以下「工業生産設備」という。)を新設し、または増設した場合において、当該工業生産設備の取得価額が10億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。以下同じ。)の数が50人を超えるときは、当該法人または個人に対して課する次の各号に定める県税については、県税条例第39条の3または第103条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

(1) 不動産取得税 工業生産設備に係る工場用の建物およびその敷地である土地(当該近畿圏都市開発区域または中部圏都市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、または当該土地の取得時に現に存した建物の全部もしくは一部を当該工場用の建物とした場合に限る。)に対して課するもの
100分の2

(2) 固定資産税 工業生産設備に係る県税条例第102条に規定する大規模の償却資産を取得した場合において、当該工業生産設備に係る機械および装置に対して課するものについては、初年度以降3箇年度に限り、次の表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率

年度の区分	税率
初年度	100分の0.7

第2年度（初年度の翌年度）	100分の1.05
第3年度（第2年度の翌年度）	100分の1.225

（特定地域における県税の不均一課税）

第6条 特定地域内において、昭和40年5月15日から平成26年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人または個人が製造の事業の用に供するため、工業生産設備を新設し、または増設した場合は、当該法人または個人に対して課する不動産取得税および固定資産税について、前条の例により不均一の課税をする。

（申請書の提出）

第7条 第3条から前条までの規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（委任）

第8条 省略

付 則

1～3 省略

（不動産取得税の税率の特例）

4 平成20年4月1日から平成26年3月31日までの間に土地の取得が行われた場合における当該土地に対して課する不動産取得税についての第5条（第6条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、第5条第1号中「100分の2」とあるのは、「100分の1.5」とする。

（削除）

（申請書の提出）

第5条 前2条 _____ の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（委任）

第6条 省略

付 則

1～3 省略

（削除）